

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会福祉車輛貸出事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する福祉車輛を外出が困難な市民に貸出しすることにより、買い物、通院などの日常生活の便宜を図るとともに、行事の参加や行楽の機会を促進することで、在宅福祉の推進に資することを目的とする。

(貸出車輛)

第2条 貸出しする車輛は、別表のとおりとする。

(貸出対象者)

第3条 この事業の対象者は、本巢市に居住し、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 心身障害者（児）
- (2) 介護を必要とする老人を含む団体又は個人
- (3) ボランティア活動を行う団体又は個人
- (4) 福祉活動を行う団体又は個人
- (5) その他本会会長（以下「会長」という。）が必要と認める者

(利用手続き)

第4条 福祉車輛の貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は福祉車輛貸出申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、貸出し日までに会長に申請しなければならない。

- 2 申請（予約）受付は、土日、祝日及び年末年始を除く平日の8時30分から17時15分までとし、貸出し日の属する月の3ヶ月前から受付けできるものとする。ただし、3ヶ月前が土日、祝日及び年末年始の場合は、その直後の平日とする。
- 3 運転者は、運転免許証の写しを会長に提出する。

(車輛の貸出)

第5条 福祉車輛の貸出し期間は、1回につき2日以内とするが、借用理由により7日以内まで貸出しできるものとする。ただし、3日以上は、月1回を原則とする。

- 2 福祉車輛の借用・返却受付は、土日、祝日及び年末年始を除く平日の8時30分から17時15分までの間とする。
- 3 年末年始（12月29日から1月3日まで）及び別に会長が定める日については、貸出ししないものとする。

(利用料)

第6条 利用料は、無料とする。ただし、利用中の高速道路等の有料通行費、駐車場の使用料、燃料の追加費用などに係る費用については、一切利用者の負担とする。

(貸出場所)

第7条 福祉車輛の貸出しは本会地域福祉課（糸貫ぬくもりの里）または、根尾高齢者生活福祉センターで行うものとする。

(遵守事項)

第8条 福祉車輛の貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 福祉車輛を目的外に使用しないこと
- (2) 福祉車輛を第三者へ転貸しないこと
- (3) 道路交通法等の法令を守ること
- (4) 福祉車輛は適切な管理のもとで運行し、保管すること
- (5) 申請書に記載された運転者以外の者に運転させないこと
- (6) 利用者は、利用許可証を見やすい場所に提示すること

(車輛の貸出及び返還時の点検)

第9条 車輛の貸出し及び返還は、本会の指定する日時場所で行い、車輛点検表（様式第2号）に基づき、本会及び利用者双方において点検し、確認するものとする。

- 2 利用者は、返還時に当該車輛内を清掃し返還するものとする。

(貸出中の事故等)

第10条 利用者は、利用期間中にその責任に帰すべき事由により車輛の滅失、または棄損したときは、直ちに本会に報告し、その指示を受けるものとする。

- 2 車輛の利用期間中に発生した事故等については、利用者の責任において事故処理の終結に至るまで、一切処理するものとする。
- 3 利用期間中における車輛の事故等について、明らかに利用者の過失により生じたと認められるときは、利用者の責任において処理し、それ以外については、本会と協議のうえ処理するものとする。

(破損等の修繕)

第11条 破損等の修繕は、次に定める。

- (1) 貸出中、明らかに利用者の過失により人的、物的事故を起こした場合、車輛保険内であれば本会が負担し、車輛保険外は利用者がすべてを負う。
- (2) 使用中、修繕が必要な事態が発生した場合、利用者の故意又は過失でないものであれば、本会に報告し修繕を受け、その修繕費は本会で負うものとする。

(損害賠償)

第12条 福祉車輛の貸出期間中における事故等に係る本会の損害補償は、当該福祉車輛が加入する保険の範囲内とし、保険対象外の一切の損害補償等については、利用者の責任において負担しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、福祉車輛貸出事業の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 「社会福祉法人本巣市社会福祉協議会福祉車輛貸出事業実施要綱」（平成16年4月1日施行）は平成30年4月30日をもって廃止する。
- 2 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

別表

社会福祉法人 本巢市社会福祉協議会 福祉車輛貸出車輛一覧

No.	車種名	車輛番号	排気量	種別	初期登録月	特殊装備	配車場所
1	トヨタ ハイエース	岐阜800 さ4678	2430cc	普通自動車	平成12年11月	リフト付ワゴン車	糸貫ぬくもりの里
2	ダイハツ アトレー	岐阜51 た7105	650cc	軽自動車	平成16年 2月	スロープ電動乗降ベルト式	糸貫ぬくもりの里
3	ニッサン クリッパー	岐阜80 あ1723	650cc	軽自動車	平成16年 1月	スロープ手動固定ベルト式	糸貫ぬくもりの里
4	スズキ エブリイ	岐阜880 あ2137	650cc	軽自動車	平成31年 3月	スロープ電動乗降ベルト式	糸貫ぬくもりの里
5	スズキ エブリイ	岐阜580 つ363	650cc	軽自動車	平成19年10月	スロープ電動乗降ベルト式	根尾生活支援ハウス

様式第1号 (第4条関係)

福祉車両貸出申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人 本巢市社会福祉協議会長 様

住 所 本巢市

申 請 者

氏 名

電 話 () -

平成 年 月 日 時 ~平成 年 月 日 時 まで、次の
目的のため福祉車両を使用したいので、要綱第4条1号の規定により、許可されるよう申請し
ます。また、運転に関して交通ルールを守り、安全運転に努めます。

使用目的			
使用区間			
使用団体名 又は個人名			
運転者	住 所	登録番号	
	氏 名	免許証番号	
助手氏名			
摘 要			

車 輛 点 検 表

1. 利用者名 _____

2. 利用日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

3. 車輦番号 4678 8770 7105 1723 363

4. 点検項目（下記表内レ点チェックしてください）

点 検 個 所	点 検 内 容	点 検 結 果		摘 要
ハ ン ド ル	遊 び ・ が た ・ 振 れ	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
ブ レ ー キ ペ ダ ル	踏 み し ろ ・ き き 具 合	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
サ イ ド ブ レ ー キ	引 き し ろ ・ き き 具 合	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
タ ー ヤ	空 気 圧 ・ 亀 裂 ・ 消 耗	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
エ ン ジ ン	排 気 の 状 態	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
燈 火 装 備 (ウ イ ン カ ー 等)	点 減 具 合 ・ 損 傷 等	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
警 音 器 (ク ラ ッ ク シ ョ ン)	作 用	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
計 器 類	作 用	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
車 輦 外 観	損 傷 等	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	

※ 上記以外に異常がある場合は、連絡事項欄に記入してください。

【連絡事項欄】

5. 燃料チェック

4 / 4 3 / 4 2 / 4 1 / 4 0 / 4

6. 確認者氏名 _____

福祉車輛貸出事業職員対応マニュアル

(利用手続き)

第4条 福祉車輛の貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は福祉車輛貸出申請書に必要事項を記入のうえ、貸し出し日までに会長に申請しなければならない。

- ①申し込みは、3か月前からとし、貸出しは申し込み順とする。
- ②運転者の免許集をコピーする。（毎年更新していく）
- ③電話で空き状況を確認後、貸出申請書を提出してもらう。

(車輛の貸出)

第5条 福祉車輛の貸出し期間は、1回につき2日以内とするが、借用理由により7日以内まで貸出しできるものとする。ただし、3日以上は、月1回を原則とする。

2 福祉車輛の借用・返却受付は、土日、祝日及び年末年始を除く平日の8時30分から17時15分までの間とする。

3 年末年始（12月29日から1月3日まで）及び別に会長が定める日については、貸出ししないものとする。

- ①3日以上は借用理由を確認し本会が認めたものについて貸出しする。
- ②休日または8時30分前の鍵の受け渡しは、その直前の平日とする。
- ③休日または平日の17時15分を過ぎる鍵の返却は、ポストに入れるものとする。

(利用料)

第6条 利用料は、1泊2日までは無料とする。ただし、利用中の高速道路等の有料通行費、駐車場の使用料、燃料の追加費用などに係る費用については、一切利用者の負担とする。

- ①3日以上は貸出しについては、ガソリンを満タンにして貸出を行う。

(車輛の貸出及び返還時の点検)

第9条 車輛の貸出及び返還は、本会の指定する日時場所で行い、車輛点検表（様式第2号）に基づき、本会及び利用者双方において点検し、確認するものとする。

2 利用者は、利用期間中に利用許可証を提示するものとする。

3 利用者は、返還時に当該車輛内を清掃し返還するものとする。

- ①返却時にガソリンの残量を確認し、少ない場合は次の貸出しまでに給油しておく。